

動物実験に関する自己点検・評価報告書

(高崎量子応用研究所動物実験委員会)

平成28年3月

I. 規程及び体制等の整備状況

1. 所内規程

1) 評価結果 ☒ 高崎量子応用研究所動物実験実施規程等に適合する所内規程が定められている。 ☐ 所内規程は定められているが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 所内規程が定められていない。
2) 自己点検の対象とした資料 ・ 高崎量子応用研究所動物実験規程（27（規程）第 107 号） ・ 高崎量子応用研究所動物実験委員会の設置について（27（達）第 29 号） ・ 高崎量子応用研究所動物実験手引（27（通達）第 4 号）
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。） 動物実験にあたり必要となる規程類が全て整備されている。
4) 改善の方針、達成予定時期 特になし。

2. 動物実験委員会

1) 評価結果 ☒ 高崎量子応用研究所動物実験実施規程等に適合する動物実験委員会が置かれている。 ☐ 動物実験委員会は置かれているが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 動物実験委員会は置かれていない。
2) 自己点検の対象とした資料 ・ 高崎量子応用研究所動物実験規程（27（規程）第 107 号） ・ 高崎量子応用研究所動物実験委員会の設置について（27（達）第 29 号） ・ 高崎量子応用研究所動物実験手引（27（通達）第 4 号）
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。） 動物実験規程等に基づき、独立性を持ち、能動的に活動できる委員会が設置されている。
4) 改善の方針、達成予定時期 特になし。

3. 動物実験の実施体制

(動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告の実施体制が定められているか?)

1) 評価結果
☒ 高崎量子応用研究所動物実験実施規程等に適合し、動物実験の実施体制が定められている。
☐ 動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。
☐ 動物実験の実施体制が定められていない。
2) 自己点検の対象とした資料
・ 高崎量子応用研究所動物実験規程 (27 (規程) 第 107 号)
・ 高崎量子応用研究所動物実験委員会の設置について (27 (達) 第 29 号)
・ 高崎量子応用研究所動物実験手引 (27 (通達) 第 4 号)
3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点があれば、明記する。)
動物実験規程等に、動物実験の立案・申請、申請された動物実験計画の審査・承認、実施された動物実験の結果報告などの実施体制が実効性のあるものとして定められている。
4) 改善の方針、達成予定時期
特になし。

4. 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制

(遺伝子組換え動物実験、感染動物実験等の実施体制が定められているか?)

1) 評価結果
☒ 高崎量子応用研究所動物実験実施規程等に適合し、安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められている。
☐ 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。
☐ 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められていない。
☐ 該当する動物実験は、行われていない。
2) 自己点検の対象とした資料
・ 高崎量子応用研究所動物実験規程 (27 (規程) 第 107 号)
・ 高崎量子応用研究所動物実験委員会の設置について (27 (達) 第 29 号)
・ 高崎量子応用研究所動物実験手引 (27 (通達) 第 4 号)
・ 高崎量子応用研究所放射線障害予防規程 (27 高 (規則) 第 2 号)
・ 高崎量子応用研究所放射線安全取扱手引 (27 高 (通達) 第 4 号)
・ 高崎量子応用研究所放射線管理状況報告の手引 (17 高 (通達) 第 4 号)
・ 高崎量子応用研究所遺伝子組換え実験安全管理規則 (26 高 (規則) 第 7 号)

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。） 動物実験規程等において、放射線同位元素および遺伝子組換え体を用いた動物実験の実施で必要となる安全管理に関する体制が定められている。
4) 改善の方針、達成予定時期 特になし。

5. 実験動物の飼養保管の体制

（所内における実験動物の飼養保管設備が把握され、各施設に施設等管理者が置かれているか？）

1) 評価結果 ☒ 高崎量子応用研究所動物実験実施規程等に適合し、適正な飼養保管の体制である。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 ・高崎量子応用研究所動物実験規程（27（規程）第 107 号） ・高崎量子応用研究所動物実験委員会の設置について（27（達）第 29 号） ・高崎量子応用研究所動物実験手引（27（通達）第 4 号） ・飼養保管設備等設置承認申請書（1 件）
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。） 動物実験規程に従い、飼養保管設備設置の申請・承認が適切に行われており、飼養保管施設の把握および施設等管理者の選任が正しく行われている。
4) 改善の方針、達成予定時期 特になし。

6. その他

（動物実験の実施体制において、特記すべき取り組み及びその点検・評価結果）

特になし。

Ⅱ. 実施状況

1. 動物実験委員会

(動物実験委員会は、所内規程に定めた機能を果たしているか?)

1) 評価結果 ☒ 高崎量子応用研究所動物実験実施規程等に適合し、適正に機能している。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 ・高崎量子応用研究所動物実験規程 (27 (規程) 第 107 号) ・高崎量子応用研究所動物実験委員会の設置について (27 (達) 第 29 号) ・高崎量子応用研究所動物実験手引 (27 (通達) 第 4 号) ・理事長からの諮問書 (3 件) ・委員会議事録 ・委員会への持ち回り審議依頼メール (委員長から委員会へ発信) ・委員会からの答申書 (3 件)
3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点があれば、明記する。) 外部有識者を半数以上含むメンバーで構成され、理事長への進言も含め、規定された活動について能動的な活動が行われている。
4) 改善の方針、達成予定時期 特になし。

2. 動物実験の実施状況

(動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告が実施されているか?)

1) 評価結果 ☒ 高崎量子応用研究所動物実験実施規程等に適合し、適正に動物実験が実施されている。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 ・高崎量子応用研究所動物実験規程 (27 (規程) 第 107 号) ・高崎量子応用研究所動物実験手引 (27 (通達) 第 4 号) ・動物実験計画書 (2 件) ・飼養保管設備等設置承認申請書 (1 件) ・実験室設置承認申請書 (1 件) ・動物実験計画 (変更・追加) 承認申請書 (4 件)

・理事長からの諮問書（3 件） ・委員会議事録 ・委員会への持ち回り審議依頼メール（委員長から委員会へ発信） ・委員会からの答申書（3 件） ・動物実験結果報告書（2 件） ・飼養保管設備等設置承認申請書（1 件）
3）評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。） 動物実験規程に基づき適切に行われている。
4）改善の方針、達成予定時期 特になし。

3. 安全管理を要する動物実験の実施状況

（当該実験が安全に実施されているか？）

1）評価結果 ☒ 高崎量子応用研究所動物実験実施規程等に適合し、当該実験が適正に実施されている。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。 ☐ 該当する動物実験は、行われていない。
2）自己点検の対象とした資料 ・高崎量子応用研究所動物実験規程（27（規程）第 107 号） ・高崎量子応用研究所動物実験手引（27（通達）第 4 号） ・高崎量子応用研究所放射線障害予防規程（27 高（規則）第 2 号） ・高崎量子応用研究所放射線安全取扱手引（27 高（通達）第 4 号） ・高崎量子応用研究所放射線管理状況報告の手引（17 高（通達）第 4 号） ・動物実験計画書（2 件） ・飼養保管設備等設置承認申請書（1 件） ・実験室設置承認申請書（1 件） ・動物実験（変更・追加）承認申請書（4 件） ・動物実験結果報告書（2 件） ・実験動物飼養管理報告書（1 件） ・放射線作業連絡票（5 件）
3）評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。） 動物実験規程等に基づき、十分な安全確保がなされた上で放射線同位元素を用いた動物実験が実施されている。

4) 改善の方針、達成予定時期 特になし。

4. 実験動物の飼養保管状況

(実験動物管理者の活動は適切か? 飼養保管は動物実験実施手引等により適正に実施されているか?)

1) 評価結果 ☒ 高崎量子応用研究所動物実験実施規程等に適合し、適正に実施されている。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 ・高崎量子応用研究所動物実験規程 (27 (規程) 第 107 号) ・高崎量子応用研究所動物実験手引 (27 (通達) 第 4 号) ・飼養保管設備等設置承認申請書 (1 件) ・実験動物飼養管理報告書 (1 件) ・飼養状況を記載したメモ
3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点があれば、明記する。) 実験動物管理者に求められる活動が適切になされている。また、動物実験規程等に基づき、適切な飼養保管が行われている。
4) 改善の方針、達成予定時期 特になし。

5. 施設等の維持管理の状況

(所内の飼養保管設備は適正な維持管理が実施されているか? 修理等の必要な施設や設備に、改善計画は立てられているか?)

1) 評価結果 ☒ 高崎量子応用研究所動物実験実施規程等に適合し、適正に維持管理されている。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 ・高崎量子応用研究所動物実験規程 (27 (規程) 第 107 号) ・高崎量子応用研究所動物実験手引 (27 (通達) 第 4 号) ・飼養保管設備等設置承認申請書 (1 件) ・実験室設置承認申請書 (1 件)

・実験動物飼養管理報告書（1 件）
3）評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。） 修理等が必要な施設・設備はなく、飼養保管設備は規程等に基づき適正に維持管理されている。
4）改善の方針、達成予定時期 特になし。

6. 教育訓練の実施状況

（実験動物管理者、動物実験実施者等に対する教育訓練を実施しているか？）

1）評価結果 ☒ 高崎量子応用研究所動物実験実施規程等に適合し、適正に実施されている。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
2）自己点検の対象とした資料 ・高崎量子応用研究所動物実験規程（27（規程）第 107 号） ・高崎量子応用研究所動物実験手引（27（通達）第 4 号） ・動物実験に係る保安全管理訓練記録票（3 件） ・放射線業務従事に係る保安全管理訓練記録票（2 件）
3）評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。） 動物実験規程等に基づき、放射線同位元素を用いた動物実験に必要な教育訓練が適切に行われている。
4）改善の方針、達成予定時期 特になし。

7. 自己点検・評価、情報公開

（高崎量子応用研究所動物実験実施規程等への適合性に関する自己点検・評価、関連事項の情報公開を実施しているか？）

1）評価結果 ☒ 高崎量子応用研究所動物実験実施規程等に適合し、適正に実施されている。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料 ・ 高崎量子応用研究所動物実験規程 (27 (規程) 第 107 号) ・ 高崎量子応用研究所動物実験手引 (27 (通達) 第 4 号)
3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点があれば、明記する。) 本自己点検・評価が初年度のものであり、速やかな公開を予定している。
4) 改善の方針、達成予定時期 特になし。

8. その他

(動物実験の実施状況において、高崎量子応用研究所特有の点検・評価事項及びその結果)

特になし。